

平成 27 年度 第 2 回高知県社会福祉審議会地域福祉専門分科会

1 開催日 : 平成 27 年 8 月 11 日 (火曜日) 10 : 00 ~ 12 : 00

2 場 所 : 高知会館 3 階「平安」
(高知市本町 5 丁目 6-42)

3 出席者 : 委員 11 名中 8 名出席 県職員 12 名出席

4 内 容

(1) 開会

(2) 地域福祉部副部長挨拶

(3) 議事

第 2 期高知県地域福祉支援計画の内容の検討等について

(4) その他

(5) 質疑意見等

●あつたかふれあいセンターなどの第 3 章の 2 の (1) の①の「小規模多機能支援拠点の活動の充実」を「機能強化」という言い方に修正したのか。

(事務局) 言葉だけ修正している。県の方で推進させていただいている「日本一の健康長寿県構想」でも同じような言い方をしている。介護保険制度の改正や、生活困窮者自立支援制度の施行なども踏まえて機能強化を行っていかなければならない、という状況もあるため、そのような項目に改めている。

●この地域福祉支援計画は、高知県の高齢者や障害者といった、社会的弱者と言われている方々に対する計画の位置付けなのか。福祉と言えば、子ども、若者、中年の方達を含めた全体的なものだが、この計画素案を若い世代が見ると、自分達のことは記載されていないように映るのではないか。このような方達のことについては別の計画に記載されていると考えてよいか。

(事務局) 地域づくり的な活動という枠組みで頑張っておられる若い方々については、産業振興計画や、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの範疇に含まれていると思う。この「地域福祉計画」は社会福祉法を受けての計画となっているので、社会的に弱い立場の方の厳しい状況を照らした部分を反映していく取組を記載したかたちになっている。

●高知県は人口が減ってきている。若者や子どもの人口対策などに触れた書きぶりにはどうか。若者に対し、「あなた方のことも考えていないわけではない」というような事が書かれてあると読み易いと感じた。

(事務局) 高知型福祉は「住み慣れた地域で暮らし続けることができるように」という大きな方向性になっており、地域に人が留まることを目指していかなければいけない。福祉・介護の人材の定着をすることによって、地域活性化に繋げていくという方向性はあると思

う。また、人口の推計については、**資料 3**2 ページに、これまでの長寿県構想や現計画を踏襲したかたちで記載しているが、もう少し人口減少を踏まえた書きぶりにする必要はあると思う。

●各市町村が報告している、将来の人口推計のようなものを盛り込むイメージか。

(事務局) 産業振興推進部の方で県民の意見を公募しており、2060 年は県の人口 55 万 7 千人を目標にするということなので、それを踏まえ、計画に反映していくよう検討する。

●県の方向も踏まえた書き方は必要だと思うので、取り組んでいただきたい。

●あったかふれあいセンターに期待を持っている。現在は 38 か所あるが、人材や理念にバラつきがあるのではと心配している。地域の様々な活動とどのように連動するのか、少し統一をした方が良いのでは。

(事務局) あったかふれあいセンターについては、地域の実情に応じ、それぞれのスタイルで運営してきた。県主催の研修も行ってきたが、今後も職員のスキルアップなどを行い、地域福祉の拠点となるように機能強化をしていく必要があると思っている。今後も県の方で積極的に関わり、地域の色々な活動との連携を図り、地域福祉の拠点と言われるように考えている。具体的には、介護保険制度の見直しによる要支援者への事業の受け皿や生活困窮者自立支援、また、介護予防を行う中では、リハビリテーションの機能強化や認知症カフェを置くなど、地域で存在感のある拠点になるようにしていきたい。

●**資料 1**2 ページの「地域福祉の拠点における活動の推進」の(ア)から(オ)まで、詳細に記載をしており、第 2 期についてはここまで詳細に記載する必要はないと思うが、名称は「地域福祉の拠点における活動の推進」のままで良いのか。また、**資料 1**3 ページ第 3 章③の「ア. 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動」というのは、2 ページの第 3 章の 2 の「具体的な方策」の中に含まれるのか。

(事務局) 具体的な方策の (1) の②の「ア. 福祉サービスの現状と住民参加による新たな支え合いの仕組みづくり」に含まれている。

●「中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動」という表現は、高知県の中山間地域の実情を表した言葉として、非常に分かりやすい。中山間地域やあったかふれあいセンターが集落機能の維持について取り組んでいるし、県の目標の中にも集落活動センターを支援するという内容があったと思うので、どこかに中山間地域に関する言葉を入れてはどうか。

(事務局) 「福祉サービスの現状」から「集落活動センター」に入っていくのは違和感があるので検討する。

●**資料 2** 「高知県地域福祉支援計画 (H23～H27) の具体的方策に係る取組状況評価表」については、計画に記載されるのか。**資料 2**2 ページ目の、「地域リーダーの育成とリーダーを中心とした介護予防や健康づくりの仕組みづくりを行なう市町村を支援します」や、「高

知県版介護予防手帳を作成し、健康に関する情報や介護予防の必要性、取組方法などを広く普及します」という、地域計画に向けた課題や対応策についての書きぶりを、新たな総合事業の展開に向けた取組と、整合性も含めて根本的に見直しが必要ではないか。第1期計画の課題や対応策が、第2期計画に繋がるような書きぶりにした方が良いのでは。

また、**資料 23** ページの P41 の県の具体的施策「調査などで把握した情報を基に…」の取組状況の中に、「避難行動要支援者名簿の作成が市町村の義務として位置づけられた。(H26年度末に全ての市町村で整備済み)」とあるが、同意を取っている最中の市町村もあるし、名簿ができていないのではないかとという市町村もある。この実情を把握したうえで、次期計画に向けた課題や対応策を記載した方が良いのでは。

(事務局) 今回の第2期計画は第1期計画の取組を踏まえて策定することになっているので、記載することを検討する。

●「地域福祉活動を支える仕組みづくりへの支援」について、この地域福祉支援計画の中に、あったかふれあいセンターが地域福祉の拠点として位置づけられているが、様々な項目があり、地域包括ケアとのつながりや優先順位が分からない。それぞれの項目と地域包括ケアシステムの関係性や整合性というか、「困った時に最初にどこの窓口に相談すれば良いか」というのを分かりやすく記載いただけたらと思う。

(事務局) 地域包括ケアシステムとの関連性については、図として記載する必要があると思っている。色々な課題やケースが出た時に、市町村社協で一旦引き受けて検討し、どのように対応をするかのさび分けを行う。例えば、ケースに応じた体制での支援と記載しているが、地域包括ケアシステムでいえば、「地域包括支援センター」、児童の問題だと「要保護児童対策地域協議会」、障害であれば「自立支援協議会」に繋ぐなど。関係機関との連携や、効率的に回せるようなかたちを目指していきたいと思っているので、分かりやすい図にする必要がある。

●福祉だけではなく、医療も含めて一部検討したこともある。

(事務局) それぞれの専門分野で医療との連携はあると思うので、そのような部分での接続といったところは整理できるのではないかとと思う。

●**資料 322** ページ「本県では、平成24年度から、集落機能の維持や地域活動の担い手確保等、中山間地域が抱える課題を解決するため、住民主体で集落同士の連携により、地域の支え合いや活性化に向けた仕組みづくりを行う集落活動センターの整備を進め、県内各地域に広がってきています」の「集落活動センター」の定義の書き方が、あったかふれあいセンターとほぼ重複している。集落活動センターは生産、加工、販売も行い収入も得ているが、定義の出し方はこれで良いのか。

(事務局) 集落活動センターは、経済活動も行うし、自主防災的な活動もする。取組は地域の課題解決であれば何でも良い。機能は住民自治、地縁をベースとした住民自治の仕組

みの再構築なので、一般的にはこの言い方を定義として使っている。特に、今は福祉だけではないので、経済活動を発生させて、組織自体は経済的にも自立・継続性を持たそうということで、経済活動により力を入れて進めているところだが、やはりメインは、地縁をベースとした住民組織であり、地域の課題は住民が発見し解決していくという仕組みをつくっていくというものだが、書き方を直した方が良いか。

●あつたかふれあいセンターは、基本的に経済活動は行わないので、集落活動センターとの違いを分かるようにした方が良いという印象を受けたので、検討いただきたい。

●県側と住民側の「中山間地域」の意識の違いについて。例えば、全国からしたら高知県全体が中山間地域でも、高知市からすると、高知市の中山間地域は合併により統合された地域であるなど、意識が違うような気がする。「中山間地域」という県民の意識というものを何か調査されたものはあるか。

(事務局) 定義だけを申し上げると、過疎地域自立促進特別措置法や半島振興法、離島振興法、山村振興法といった、不利地域を振興するための法律が 5 本ある。その 5 本の法律で、条件不利地域と指定された地域を、高知県では、中山間地域と定義している。県土に占める割合は 9 割を超えており、高知市だと土佐山村や鏡村が該当する。「中山間地域」という言葉は、おそらく農林業センサスの中間地域と山間地域とを合わせた言葉だと思われる。この説明を、中山間地域対策課から出す県民向けの書類などに記載したり、説明を行ったりしているので、県民の意識調査については行っていない。

●いの町でも同じことが言える。いの町でも旧伊野町は中山間地域とは言わないが、旧吾北村、旧本川村は中山間地域と言われている。「どれが中山間地域なんだ」というような問題が起こってくる。

(事務局) 県の政策としては、あつたかふれあいセンターも中山間地域をターゲットとして始まったものだが、それは県内全域を射程に置いて進めているというのが実態である。地域の実情に応じて必要であれば、県として設置を推進するというかたちを取っている。

●社会福祉法の改正に関して、今まで一法人一施設の法人に限っては、評議員会の必置義務は無かったが、29 年から評議員会を必置しないといけないことになっている。既に評議員会を設置されているところもあると思うが、その中で、議決機関としての評議員会と、今までの評議員会とかなり違う内容の評議員会になるのでは。どのように対応していくのか不安が出ている段階だが、どのような考えか。

●全国社会福祉協議会でもそのような認識はあるので、順次、この法案が成立するにつれて、取組の具体や支援について出てくるのではないかと思う。小規模法人の会計監査人の設置等も、段階をおいてやっていこうということで、大規模法人と小規模法人を一律にこの法案で進めていこうというよりは、小規模法人は少し弾力的に、という方向は出ると思う。この社会福祉法改正について、県の所管が高齢者福祉の法人は高齢者福祉課、障害者

福祉の法人は障害保健福祉課、児童福祉は幼保支援課と分かれているので、この法案が成立した時に各社会福祉法人にいろいろな支援がされるように、考えていただきたい。

●「社会福祉法人や企業などの民間団体の社会貢献」の中には、民間団体も含まれているのか。社会福祉法人はこの法案が成立したら、利益の有る無しに関わらず、社会貢献を行うことが社会福祉法人の使命ということになってしまう。社会福祉法人は、今まで社会貢献も行ってきているが、法案成立後に責務とされているものは、本来事業とは離れたものだと思うので、そういう意味で我々の活動と企業の活動というのは、意味合いが完全に違ってきている。

●社会福祉法人は一定の計算を行い、社会福祉充実計画を作り、無料・低額での事業を行うことが責務として規定される。このことは、ここで言う民間の社会貢献とは、別になるのではないかと。なので、民間企業・民間団体、社会福祉法人の社会貢献と、企業団体の社会貢献とを一緒に書くと分かりにくくなる可能性があるので、法案の成立状況を見て再検討されたほうがいいかと思う。

(事務局) いろいろな各種団体、地域で取り組んでいる郡単位の取り組み等、県の立場から情報発信し、皆で共有をすれば、この取組が進むのではないかという話があった。今後法案の成立状況を見て書き方を検討する。

●避難行動要支援者名簿作成の対象には乳幼児も含まれるのか。

(事務局) 「災害時要配慮者」に含まれる。避難行動要支援者に該当するかどうかは、市町村が実情に応じて判断することになる。多くの場合保護者がいるので、他の人が援助する状況にはならないのではないかと考えられる。

●資料 338 ページ「現状及び課題」の内容は、民間のヘルパー事業所の方などに浸透していないという現状がある。意識の問題もあると思うが、情報が上の方から入ってこないという現状と聞いている。県が力を入れて取り組んでおり、民間の現場で働いている人たちには周知しないといけない内容だと思うので、意見をお聞かせいただきたい。

(事務局) 県の説明の機会を持つ努力が足りないのかもしれない。ヘルパー協会の勉強会等があれば、お伺いしてご説明もさせていただきたいと思う。また、実際に災害時の要配慮者に対する支援を現実に行うためには、関係者の連携、地域住民の皆様のご協力も当然必要になるわけだが、福祉専門職の方々の連携も図る必要があると考えており、その方向を検討するようにする。

●要配慮者は、例えば要介護認定を受けている人、障害者手帳を持っている人、認知症の高齢者、児童が想定されるが、避難行動要支援者名簿は同意を得た方だけが対象になるのか。

(事務局) 名簿対象は、例えば「要介護 3 の方で在宅の方」というように、国の取組指針等の例示がされているので、それを参考に特定をしていくということになる。今後、名簿の情報を活用して個別計画を作成していく際、その特定を各地域で行ってもらえるのだが、名簿情報を避難支援を行う関係者の方、自主防災組織の方や町内会の方、民生委員児童委員の方々に、「個別計画を作るにあたり、情報を提供してもよいか」という同意を取っていただく必要がある。

●同意が取れて関係者に名簿が提供されるようになった人が、避難行動要支援者か。

(事務局) 避難行動要支援者というのは、市町村が特定する。その中で、同意取得の有無に関わらず、個別計画は作っていただく。同意が取ればより実効性のある、避難支援の体制がとりやすいものになると思う。

●名簿の作成状況や同意の取得状況は市町村によって温度差がある。また、「個別計画を作成したいが、周りに支援する人がいない」という声を中山間地域でよく聞く。そういった課題をしっかりと踏まえた取組が必要だというようなことも記載した方が良いのでは。また、要配慮者の状態を把握しているヘルパーさんが、個別計画作る上では非常に良い人材と思う。ヘルパーさんとどのように連携するのか、そういったことも含めた取組をしないといけないのでは。

●避難支援者に障害者の名簿を渡しても、支援員になれないことが一番の問題。色々な障害をお持ちの方がいるので、「身体障害者連盟」にも名簿を提供してほしいと行政に申し出をしたが、実際に災害時に障害者の支援を行う人ではないといけなないので、名簿の提供は難しいと言われた。

(事務局) 実際に避難行動の実効性を高めていくためには、ヘルパーさんや身体障害者相談員等との連携が非常に重要なことだと思うので、検討させていただく。

●資料 3 39 ページの図について、福祉避難所は、社会福祉法人の施設がたくさん指定されていると思うが、その運営の全てを施設の職員が担うというのは厳しい。避難所の運営や、避難所に誰が連れていき、誰が世話をするのかなど、避難所での生活についても図にさせていただくと分かりやすい。

(事務局) 実際に訓練を重ねて行い、課題を浮き彫りにしていくよう運営訓練マニュアルを作成している。県としても円滑な運用ができるような状況をつくっていきたいと思っている。また、地域の人に手伝ってもらわないといけませんが、それだけでは不安ということもある。施設の職員が避難所に行けない場合にヘルパーさんに来てもらうなど、近隣の事業所の方に援助してもらうということも踏まえ、検討していく。

●訪問看護ステーションでは災害に備えて、利用者の方の避難所や避難方法、家族の連絡先などをまとめたカードを作ろうと考えている。しかし、行政で災害時要配慮者の個別計画が作られるのであれば、それとバッティングして困ってしまうのでやめた方が良いか。

(事務局) 重層的にあった方がいいと思うので、そういった取組を行っていただきたい。

- ある程度進めておき、どこかで市町村の個別計画との整合性をとるということが良いか。
- その方がいい。訪問看護ステーションやヘルパーさんが、作成したものが一番実用的。
- A 町には障害者が 1,800 人余りいる。行政から名簿を提供してもらえないので、そういう方達から本人の署名、捺印をもらい、調査表を作成している。

●高知県社会福祉協議会が福祉人材センター、福祉研修センターを運営している。福祉人材について、求人はあるが、求職者の確保がなかなか厳しい状況。福祉研修センターでは体系化した研修を構築してきているが、在宅系の小規模事業所は、参加したくてもできないという状況がある。参加施設、事業所の一覧を法人別に整理する必要がある。福祉研修センターの目的は、高知県内全体の福祉の処遇、支援、現場でのサービスの向上を図ることなので、広く参加していただくことで初めて目的が達成できる。そのあたりの課題をしっかり把握して取り組んでいこうと考えている。また、ボランティア・NPO センターも高知県社会福祉協議会に設置している。昔と違い、現在はボランティアが必要なときに、募集をすれば結構来ていただけるという実態がある。また、いろいろな災害が起こった時に、ボランティアは集まってくれるが、受け入れ側の整理ができないというようなことがないように、災害ボランティアセンターが立ち上げられるような取組を行っている。

- 福祉人材＝介護というイメージになっているように見えるが、保育士不足も大変逼迫している状態。福祉人材という以上は、介護だけではない旨を記載してもらいたい。

(事務局) 福祉人材センターでは、保育士も対象としているが、人材確保が非常に厳しい状態。窓口も幅広に行っているので、所管は幼保支援課になるが、現状としては対応をしているところ。

- 介護や保育士だけでなく、障害や看護の人材も厳しい状況。

(事務局) 今は仮置きでこの目標にしているが、介護の人材のみではなく、福祉人材全般を対象に取り組んでいく。

●資料 3 5 2 ページの第三者評価について、高齢の小規模多機能は採算性が厳しいということで、第三者評価の義務化がなくなった。この第三者評価は、現在、グループホームが義務化されているが、費用が高額な割にはメリットがないと、事業所から意見をいただいている。また、保育所についても義務化されようとしている。保育所は数が多いので、高知県社会福祉協議会だけではとても対応できない。また、この福祉サービス第三者評価事業に保育所の視点が入っていない。また、運営適正委員会も、高知県社会福祉協議会が設置しているが、国保連合会の介護サービス苦情相談窓口と比較すると、苦情件数が非常に少ない。これは広報、PR が足りないことも認識しているし、必ずしもニーズに応じた対応ができていないのではないかと課題がある。その辺の現状認識が必要かと思う。

(事務局) 県のフォローが弱かった。今後協議を行い、どのような対応をしていくか具体的に考えていく。苦情処理についてもいろいろなチャンネルがあり、関係課で対応を整理する必要がある。

●資料3 54ページ「権利擁護の取組の推進」の「市民や社会福祉協議会等も含めた後見人」について。今のままだと、プロによる職業貢献のようなイメージなので、弁護士や司法書士など、件数が限られてくる。「市民後見人の育成」や「法人後見の推進」など、もう少し踏み込んだ書き方にしては。

(事務局) 検討する。

●成年後見制度について、身上監護等も含め、社会福祉士が中心になって引き受けたほうが良いだろうというケースが増えていることもあり、県としての取組もある程度明確化したほうが見やすいという感じを受けた。保育の人材確保についても、ただ単に保育をするというだけではなく、支援をどのように加えていくかを含めて対応をできれば。県教育委員会の方で方針を作っているの、ダイレクトに連携してはと思う。